# 様式第１号（第５条、第７条、第８条関係）

**年度鳥取県米国高関税業種対策緊急支援補助金**　**補助事業計画（変更計画・実績報告）書**

１　申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 住所 | 〒 |
| 業種（日本標準産業分類） | 中分類　　　　　　　　小分類　　　　　　　※主たる業種が米国高関税影響業種ではない場合は、米国高関税影響業種も含め、営んでいる業種を全て記載すること。 |
| 資本金・出資金（千円） |  |
| 従業員数（代表者を除く） | 人 | （正規 | 人 | 非正規 | 人 | ） |

２　担当者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  | ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

３　誓約事項

申請に当たっては、申請者が以下の事項について相違ないことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約 | 項目 |
|  | 計画書（実績報告書）の記載について、不正や虚偽がないこと。 |
|  | 第５条第１項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去２年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第８項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと　。 |
|  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。 |
|  | 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 |
|  | 暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 |
|  | 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に〇を記載してください。

４　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業計画名 | ※補助事業で取り組む米国高関税対策の内容が分かる名称とすること（30字以内）。 |
| 事業期間(補助対象期間) | [開始（予定）日]　　　　　　[終了（予定）日（支払いも含む）]令和　年　　月　　日～令和　年　　月　　日※計画（変更計画）書では予定年月日、実績報告書では確定年月日を記載すること。※交付決定日が開始予定日より遅くなった場合は、開始日は交付決定日とすること。※終了（予定）日は令和８年２月28日までとすること。 |
| 既存事業の概要及び米国高関税政策による影響 | 1. 既存事業の概要

ア　主な製品等※自社の主要な製品等の名称や規格を記載すること。※備考欄には製品等の規格や最終製品等を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 製品名 | 備考 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

イ　業績・業況　※自社の直近１年から２年程度の業績・業況を記載すること。　ウ　直近の決算期における事業者全体の売上高に占める米国高関税影響業種に属する事業の売上高（米国への輸出取引伴う売上高以外のものを含む。）の割合（単位：千円、％）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売上高（Ａ） | 米国高関税影響業種に属する事業の売上高（Ｂ） | 売上高に占める割合（Ｂ／Ａ） |
|  |  |  |

**※Ｂ／Ａが50％超であること**。1. 米国の高関税政策による影響

　ア　米国へ輸出取引をしている製品等（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）※備考欄には製品等の規格や最終製品等を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 製品名 | 備考 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

イ　米国への輸出取引の概要※間接的に輸出している場合（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）は、商流やサプライチェーン、取引先の状況等により自社製品等が米国に輸出されていることが分かるよう説明すること。　ウ　生じている（又は今後生じることが見込まれる）具体的な影響　　※〇％の受注減や〇％のコストダウン、・・伴うコストアップ等具体的に説明　　　すること。　エ　経営全体における影響※ウに記載の影響が経営全体にどの程度影響を及ぼすか具体的な数値も交えて説明すること。 |
| 実施内容（計画・変更計画・実績報告） | 1. 実施内容

※米国高関税対策として実施する（した）事業内容を具体的に記載すること。※米国の高関税政策による影響で記載した影響との対応関係が分かるよう記載すること。　　1. 実施効果

※事業実施の効果や成果を定量指標も交えて具体的に記載すること。1. 今後の見通し　※実績報告時のみ記載すること
 |

５　他の補助金等の活用の有無　　　有　・　無

|  |
| --- |
|  |

（注）１　他の補助金の活用（予定を含む）の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

２　「有」の場合は、表内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

【添付書類】※各１部

（計画（交付申請）時・変更計画（変更交付申請）時）

１　申請者の概要がわかる資料等（パンフレット等でも可。）

２　鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

３　直近１期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。）

４　直近の決算期における事業者全体の売上高に占める米国高関税影響業種に属する事業の売上高の割合が２分の１を超えることがわかる書類

５　米国へ輸出取引している製品等がわかる書類

６　実施内容がわかる書類（計画資料、カタログ及び図面等）

７　実施内容にかかる経費の積算がわかる書類（見積書等。なお、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の建物費、機械、システム、サービス等については、原則として相見積もりを行うこと。）

（注）１　第７条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確にすること。

２　第７条の規定による変更申請において、第５条の規定による交付申請時から変更がない場合は、当該添付書類の提出は不要とする。

（実績報告時）

１　事業の実施状況・成果を示すもの（成果物・購入物品・実施状況の写真等、効果分析資料等）

２　支出の事実を確認できるもの（契約書、請求書、領収書、振込伝票、通帳の写し　等）

（注）実施内容は本様式と別に作成して添付しても可。